

証券コード7958
平成27年6月1日

株 主 各 位

東京都北区赤羽一丁目63番6号

天馬株式会社

代表取締役社長 藤 咲 雄 司

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都北区王子一丁目11番1号
北とびあ 13階 飛鳥ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第67期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.tenmacorp.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用情勢の改善等、緩やかな回復傾向が見られましたが、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減や夏場の天候不順の影響等により個人消費の回復が遅れ、力強さに欠けるものとなりました。世界経済は米国で景気回復傾向が続き、欧州でも金融緩和等によりようやく景気持ち直しの兆しが見られましたが、中国をはじめとする新興国経済では成長鈍化の状況が続きました。

このような状況のもと、当社企業集団の連結業績は、ハウスウエア合成樹脂製品関連部門の売上高が、国内において消費増税後の個人消費低迷が長引く中、前期比若干の減少を余儀なくされました。一方、工業品合成樹脂製品関連部門の売上高は、海外において電機電子と車両を中心に受注が伸長し、増加しました。この結果、売上高は751億25百万円（前期比107.3%）となりました。

利益面につきましては、売上増加等により営業利益が26億75百万円（前期比102.3%）となり、経常利益は前期との比較では有価証券売却益が増加しましたが、為替差益が減少したこと等により41億69百万円（前期比98.6%）となりました。

また、当期純利益は川口の工場跡地の売却益等により38億19百万円（前期比113.4%）となりました。

事業部門別の概況は次のとおりであります。

ハウスウエア合成樹脂製品関連部門につきましては、国内においてフィッツプラスシリーズをはじめとする大型収納ケース等の新製品販売に注力しましたが、消費増税後の個人消費低迷が長引く中、売上高が前期比若干の減少を余儀なくされました。この結果、ハウスウエア合成樹脂製品関連部門の売上高は159億46百万円（前期比99.1%）となりました。

工業品合成樹脂製品関連部門につきましては、海外において電機電子と車両を中心に受注が伸長し、売上高が増加しました。国別で見ても、中国、東南アジア3カ国ともに揃って売上高が増加しました。この結果、工業品合成樹脂製品関連部門の売上高は583億32百万円（前期比110.2%）となりました。

また、その他の売上高は、異素材を用いた家庭日用品の新商品の売上が増加しましたが、マグネシウム合金事業からの撤退により8億47百万円（前期比84.9%）となりました。

#### 企業集団の事業部門別売上高および生産高

| 事業部門           | 売上高       | 生産高       |
|----------------|-----------|-----------|
| ハウスウエア合成樹脂製品関連 | 15,946百万円 | 16,030百万円 |
| 工業品合成樹脂製品関連    | 58,332百万円 | 55,822百万円 |
| その他            | 847百万円    | 1百万円      |
| 合計             | 75,125百万円 | 71,853百万円 |

(注) 生産高は販売価格により算出しております。

#### ② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、33億85百万円であります。

その主なものは、当社の設備投資8億69百万円、TENMA (THAILAND) CO., LTD.の設備投資12億54百万円、PT. TENMA INDONESIAの設備投資3億25百万円およびTENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.の設備投資2億97百万円であります。

これらの投資に関する資金は、全額自己資金をもって充當いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分            | 第 64 期   | 第 65 期   | 第 66 期   | 第 67 期                |
|----------------|----------|----------|----------|-----------------------|
|                | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | (当連結会計年度)<br>平成27年3月期 |
| 売 上 高(百万円)     | 58,493   | 58,957   | 70,020   | 75,125                |
| 経 常 利 益(百万円)   | 2,643    | 3,795    | 4,231    | 4,169                 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,818    | 1,922    | 3,369    | 3,819                 |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 66.25    | 70.93    | 124.32   | 150.62                |
| 総 資 産(百万円)     | 67,525   | 74,316   | 83,548   | 90,669                |
| 純 資 産(百万円)     | 56,585   | 62,648   | 70,178   | 75,198                |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分            | 第 64 期   | 第 65 期   | 第 66 期   | 第 67 期           |
|----------------|----------|----------|----------|------------------|
|                | 平成24年3月期 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | (当期)<br>平成27年3月期 |
| 売 上 高(百万円)     | 22,416   | 22,500   | 23,915   | 23,086           |
| 経 常 利 益(百万円)   | 1,643    | 1,427    | 746      | 1,507            |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,331    | △364     | 566      | 1,956            |
| 1株当たり当期純利益(円)  | 48.52    | △13.43   | 20.89    | 77.14            |
| 総 資 産(百万円)     | 64,023   | 65,530   | 67,218   | 66,197           |
| 純 資 産(百万円)     | 59,203   | 60,933   | 62,025   | 60,909           |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

### (3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、円安、原油安等に支えられ緩やかな景気回復が続くと期待されておりますが、新興国経済の成長鈍化、ギリシャの債務問題、中東諸国の政情不安等の懸念材料があり、依然として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

このような状況のもと、当社企業集団は大きな節目となる第70期（平成30年3月期）を最終年度とし第68期（平成28年3月期）をスタートとする3ヵ年の「中期経営計画」を策定し、平成27年5月12日に公表いたしました。最終年度の連結業績目標は売上高870億円、営業利益40億円であります。この目標達成に向け、下記方針で全力を傾注してまいります。

#### ①ハウスイエア合成樹脂製品関連部門の収益力の安定・強化

新製品の市場投入、プラスチック製品および異素材製品の拡販、最適生産体制の確立等により、原料価格の変動リスクを軽減し、収益力の安定・強化を図ります。

#### ②工業品合成樹脂製品関連部門の業容拡大

本社と海外拠点網との有機的な連携強化により、お客様の国内外での様々なニーズに迅速かつ確にお応えし、グローバルベースで業容を拡大します。特に、成長が期待される東南アジアでの事業拡大に力点を置きます。

#### ③構造改善による収益力の強化

固定費の圧縮、最適生産体制の確立等個別の課題毎に責任部署を設け、抜本的な見直しを行い適切な対策を講じることにより、収益改善を実現します。

#### ④人材の育成

環境変化やグローバル化に対応できる優秀な人材を育成するため、戦略的な人材開発を志向した計画的教育に注力します。

これらにより、目まぐるしく変化する事業環境に柔軟かつ確に対応し、持続的な成長と企業価値の一層の向上を図り、当社企業集団の更なる発展を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                         | 資 本 金                    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                    |
|-------------------------------|--------------------------|---------|----------------------------|
| PRINCIA CO., LTD.             | 2,000千香港ドル<br>13,000千米ドル | 100%    | 合成樹脂製品の<br>輸出入および仕<br>入販売  |
| MEIYANG HONG KONG LIMITED     | 8,000千米ドル                | 100%    | 資産管理                       |
| 上海天馬精塑有限公司                    | 12,500千米ドル               | 100%    | 合成樹脂製品の<br>製造販売            |
| 天馬精密注塑(深圳)有限公司                | 82,350千人民幣               | 100%    | 合成樹脂製品の<br>製造販売            |
| 天馬精密工業(中山)有限公司                | 24,376千米ドル               | 100%    | 合成樹脂製品の<br>製造販売            |
| TENMA VIETNAM CO., LTD.       | 35,000千米ドル               | 100%    | 合成樹脂製品お<br>よび金型の製造<br>販売   |
| 天馬アセアンホールディングス株式会社            | 490,000千円                | 100%    | 持株会社                       |
| PT. TENMA INDONESIA           | 120,393百万ルピア             | 99.99%  | 合成樹脂製品の<br>製造販売            |
| TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD. | 10,000千米ドル               | 100%    | 合成樹脂製品の<br>製造販売            |
| TENMA (THAILAND) CO., LTD.    | 755,000千タイバーツ            | 100%    | 合成樹脂製品の<br>製造販売            |
| 株式会社タクミック                     | 50,000千円                 | 100%    | 合成樹脂製品等<br>に係る試作品の<br>製造販売 |
| 天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司              | 85,000千人民幣               | 100%    | 合成樹脂製品の<br>製造販売            |
| PT. TENMA CIKARANG INDONESIA  | 84,728百万ルピア              | 99.99%  | 合成樹脂製品の<br>製造販売            |

- (注) 1. 当社は天馬アセアンホールディングス株式会社を通じて間接的にPT. TENMA INDONESIA、TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.、TENMA (THAILAND) CO., LTD.、株式会社タクミックおよびPT. TENMA CIKARANG INDONESIAに出資しております。
2. TENMA VIETNAM CO., LTD.およびTENMA (THAILAND) CO., LTD.は特定子会社に該当しております。
3. 深圳美陽注塑有限公司および春日精工株式会社は清算が終了いたしました。
4. 平成26年4月にPT. TENMA INDONESIAを分割会社とする会社分割（新設分割）により、PT. TENMA CIKARANG INDONESIAを新規設立いたしました。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社企業集団は、プラスチック射出成形品の製造販売を主な事業としております。

事業部門および事業部門別の主要製品は、次のとおりであります。

| 事業部門               | 主要製品                                                                        |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ハウスウエア<br>合成樹脂製品関連 | インテリア用品、バス・洗面・トイレタリー用品、キッチン用品、洗濯用品、クリーン用品、ワイヤー用品、レジャー用品、ベビー用品、DIY用品等家庭日用品全般 |
| 工業<br>合成樹脂製品関連     | OA電子機器部品、家電機器部品、自動車外装・内装部品、自動車機能部品、各種コンテナ、大型容器類、パレット、住設建材等                  |
| その他                | 各種商品販売                                                                      |

(6) **主要な事業所**（平成27年3月31日現在）

① 当社

|     |                                                                                   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 本社  | 東京都北区赤羽一丁目63番6号                                                                   |
| 支店  | 東京支店（東京都北区）、大阪支店（大阪府大阪市）                                                          |
| 営業所 | 札幌営業所（北海道札幌市）、仙台営業所（宮城県仙台市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、福岡営業所（福岡県福岡市）                         |
| 工場  | 弘前工場（青森県弘前市）、八戸工場（青森県八戸市）、新白河工場（福島県白河市）、野田工場（千葉県野田市）、滋賀工場（滋賀県甲賀市）、山口工場（山口県山陽小野田市） |

② 子会社

| 会社名                       | 所在地        |
|---------------------------|------------|
| PRINCIA CO., LTD.         | 中国香港       |
| MEIYANG HONG KONG LIMITED | 中国香港       |
| 上海天馬精塑有限公司                | 中国上海市      |
| 天馬精密注塑(深圳)有限公司            | 中国広東省深圳市   |
| 天馬精密工業(中山)有限公司            | 中国広東省中山市   |
| TENMA VIETNAM CO., LTD.   | ベトナム バクニン省 |

| 会 社 名                         | 所 在 地       |
|-------------------------------|-------------|
| 天馬アセアンホールディングス株式会社            | 東京都北区       |
| PT. TENMA INDONESIA           | インドネシア プカシ市 |
| TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD. | ベトナム ドンナイ省  |
| TENMA (THAILAND) CO., LTD.    | タイ ラヨン県     |
| 株式会社タクミック                     | 神奈川県相模原市    |
| 天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司              | 中国江蘇省蘇州市    |
| PT. TENMA CIKARANG INDONESIA  | インドネシア プカシ市 |

(7) **従業員の状況** (平成27年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数         | 前連結会計年度末比増減   |
|-----------------|---------------|
| 6,230名 (1,901名) | 354名増 (141名減) |

(注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は( )内に期中平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数     | 前事業年度末比増減   | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|-------------|---------|-------------|
| 715名 (288名) | 33名減 (79名減) | 38歳2ヵ月  | 15年7ヵ月      |

(注) 従業員数は就業員数であり、派遣社員を含む臨時従業員数は( )内に期中平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 77,153,900株

② 発行済株式の総数 28,813,026株

(注) 平成26年11月20日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比較して1,000,000株減少しております。

③ 株主数 4,237名

④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                       | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------|---------|---------|
| 有 限 会 社 ビ ー ・ ケ ー ・ フ ァ イ ナ ン ス             | 2,978千株 | 11.97%  |
| 株 式 会 社 カ ネ ダ 興 産                           | 2,924   | 11.75   |
| 有 限 会 社 ツ カ サ ・ エ ン タ ー プ ラ イ ズ             | 2,048   | 8.23    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                   | 896     | 3.60    |
| 司 治                                         | 864     | 3.47    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                     | 847     | 3.41    |
| 金 田 保 一                                     | 832     | 3.34    |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223  | 640     | 2.57    |
| KBL EPB ORDINARY ACCOUNT 107501             | 583     | 2.35    |
| THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT | 571     | 2.30    |

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式3,935,901株を所有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                                                         |
|----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 金 田 保 一   | TENMA VIETNAM CO., LTD. Chairman of Member's Council<br>PRINCIA CO., LTD. 董事<br>有限会社ビー・ケー・ファイナンス代表取締役 |
| 代表取締役社長  | 藤 咲 雄 司   | PRINCIA CO., LTD. 董事                                                                                  |
| 専務取締役    | 堀 隆 義     | 財務経理部・総務部担当                                                                                           |
| 専務取締役    | 藤 野 兼 人   | HW営業本部長                                                                                               |
| 常務取締役    | 井 上 淳     | 経営企画部・工業品営業部担当<br>天馬精密注塑(深圳)有限公司 董事長<br>天馬アセアンホールディングス株式会社代表取締役社長<br>PRINCIA CO., LTD. 董事             |
| 常勤監査役    | 佐々木 博 茂   |                                                                                                       |
| 監査役      | 片 岡 義 正   | 片岡義正税理士事務所<br>日本出版貿易株式会社 社外監査役                                                                        |
| 監査役      | 永 山 健 一 郎 |                                                                                                       |
| 監査役      | 川 島 弘 明   |                                                                                                       |

- (注) 1. 監査役片岡義正氏、監査役永山健一郎氏および監査役川島弘明氏は、社外監査役であります。
2. 監査役片岡義正氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 平成26年6月27日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。
- ・取締役金田保一氏は専務取締役から代表取締役会長に就任いたしました。
  - ・取締役堀隆義氏は常務取締役から専務取締役に就任いたしました。
  - ・取締役藤野兼人氏は常務取締役から専務取締役に就任いたしました。
4. 監査役永山健一郎氏および監査役川島弘明氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役山口勉氏は、平成26年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分             | 支給人員（名）   | 支給額（百万円）    |
|-----------------|-----------|-------------|
| 取 締 役           | 7         | 119         |
| 監 査 役           | 5         | 21          |
| 合 計<br>（うち社外役員） | 12<br>(3) | 140<br>(10) |

- (注) 1. 上記には、平成26年6月27日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額18百万円（取締役16百万円および監査役2百万円（うち社外役員1百万円））が含まれております。
5. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第66回定時株主総会決議に基づき退任取締役3名および退任監査役1名に対し支給した役員退職慰労金のうち、当事業年度および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労金の繰入額を除いたものは、取締役2名に対し373百万円および監査役1名に対し2百万円であります。

### ③ 社外役員等に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
監査役片岡義正氏は、日本出版貿易株式会社との社外監査役であります。  
当社は日本出版貿易株式会社との間には特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況および発言状況                                                                                              |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役片岡義正  | 当事業年度に開催された取締役会8回のうちすべて、監査役会7回のうちすべてに出席いたしました。<br>税務・会計の専門家の立場から適宜必要な発言を行っております。                         |
| 監査役永山健一郎 | 当事業年度に開催された取締役会8回のうちすべて、監査役会7回のうちすべてに出席いたしました。<br>長年化学関連事業に携わった企業経営者としての経験、知見から適宜必要な発言を行っております。          |
| 監査役川島弘明  | 当事業年度に開催された取締役会8回のうちすべて、監査役会7回のうちすべてに出席いたしました。<br>長年当社事業と関連の高い合成樹脂関連事業に携わった幅広い知識や豊富な経験から適宜必要な発言を行っております。 |

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

#### 二. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまででもコーポレート・ガバナンスの強化のため、社外取締役の選任については検討してまいりました。今回、会社法の改正やその他の社会情勢の変化なども鑑み、第67回定時株主総会での承認を前提に監査等委員会設置会社に移行することを決定し、社外取締役を置くこととしました。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                      | 支払額（百万円） |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 48       |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48       |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち11社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる等、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社が、「内部統制の基本方針」について取締役会において決議したその概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法令および社内規程で定めた職務権限および意思決定ルールに従い職務の執行を行うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役はその職務の執行に係る文書その他の情報については、法令および社内規程に従い適切に保存および管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規程としてリスク管理規程を定め、事業に係るリスクや法令遵守、品質、環境、情報セキュリティ等に係るリスクは、それぞれの担当部署において把握し、損失の防止に備えるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、全社および各部の年度予算を策定し、各担当部署長はこれに基づく業務計画を展開するとともに各種会議を通じての進捗管理を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社員は法令、社内規程および社会通念等を遵守した行動をとるための行動基準として定めた「コンプライアンスマニュアル」に従って行動するものとする。

⑥ 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社においては、社内規程に基づくグループ会社の一体管理を行うとともに財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。また、内部監査部はグループの内部監査を実施し、その結果を当社社長、監査役等へ報告し、必要に応じて改善策実施の助言、支援を行う。

□. 当社および子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその取締役からの独立性に関する事項

監査役は内部監査部に内部監査結果の報告を求めるほか必要に応じて調査を指示できるものとする。この指示を受けた社員は、取締役、各部署長の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他重要な会議等に出席できるものとし、各役員は社内規程に基づき報告を行うほか、監査役の求めに応じて報告する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と社長は定期的に意見交換を行う。

~~~~~  
(注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	53,398,641	流 動 負 債	14,300,231
現金及び預金	28,966,381	支払手形及び買掛金	10,067,350
受取手形及び売掛金	15,363,740	未払法人税等	389,203
商品及び製品	2,591,236	賞与引当金	777,476
仕掛品	583,891	その他	3,066,202
原材料及び貯蔵品	3,721,505	固 定 負 債	1,170,551
繰延税金資産	211,276	役員退職慰労引当金	210,647
その他	1,972,562	退職給付に係る負債	167,807
貸倒引当金	△11,949	資産除去債務	20,198
固 定 資 産	37,270,324	繰延税金負債	771,900
有形固定資産	24,327,662	負 債 合 計	15,470,783
建物及び構築物	9,925,559	純 資 産 の 部	
機械装置及び運搬具	11,465,663	株 主 資 本	66,434,014
土地	2,235,707	資本金	19,225,350
建設仮勘定	204,969	資本剰余金	18,924,500
その他	495,764	利益剰余金	33,536,075
無形固定資産	3,306,246	自己株式	△5,251,910
のれん	1,142	その他の包括利益累計額	8,763,923
その他	3,305,104	その他有価証券評価差額金	2,885,535
投資その他の資産	9,636,416	為替換算調整勘定	5,421,572
投資有価証券	7,962,456	退職給付に係る調整累計額	456,816
長期貸付金	77,500	少 数 株 主 持 分	244
退職給付に係る資産	1,135,439	純 資 産 合 計	75,198,182
繰延税金資産	120,193	負 債 純 資 産 合 計	90,668,965
その他	429,878		
貸倒引当金	△89,050		
資 産 合 計	90,668,965		

連結損益計算書

(平成26年 4月 1日から
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		75,124,948
売上原価		63,242,222
売上総利益		11,882,726
販売費及び一般管理費		9,207,427
営業利益		2,675,299
営業外収益		
受取利息	187,757	
受取配当金	175,927	
投資有価証券売却益	518,141	
為替差益	554,133	
その他	216,529	1,652,486
営業外費用		
売上割引	81,175	
開業費償却	32,638	
貸倒引当金繰入	2,000	
その他	42,640	158,453
経常利益		4,169,332
特別利益		
固定資産売却益	857,933	
補助金収入	76,930	
その他	1,931	936,794
特別損失		
固定資産売却損	7,663	
固定資産除却損	34,325	
固定資産圧縮損	94,988	
特別退職金	35,936	
その他	9,000	181,912
税金等調整前当期純利益		4,924,214
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	746,622	
	358,267	1,104,889
少数株主損益調整前当期純利益		3,819,325
少数株主利益		13
当期純利益		3,819,312

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	19,225,350	18,924,500	31,680,813	△3,497,654	66,333,009
会計方針の変更による 累積的影響額			152,931		152,931
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	19,225,350	18,924,500	31,833,744	△3,497,654	66,485,940
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△782,620		△782,620
当期純利益			3,819,312		3,819,312
自己株式の取得				△3,088,617	△3,088,617
自己株式の消却		△1,334,360		1,334,360	－
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,334,360	△1,334,360		－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,702,331	△1,754,256	△51,926
当連結会計年度末残高	19,225,350	18,924,500	33,536,075	△5,251,910	66,434,014

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,239,723	1,451,284	154,169	3,845,177	202	70,178,388
会計方針の変更による 累積的影響額				－		152,931
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	2,239,723	1,451,284	154,169	3,845,177	202	70,331,318
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△782,620
当期純利益				－		3,819,312
自己株式の取得				－		△3,088,617
自己株式の消却				－		－
利益剰余金から 資本剰余金への振替				－		－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	645,812	3,970,288	302,647	4,918,746	43	4,918,789
連結会計年度中の変動額合計	645,812	3,970,288	302,647	4,918,746	43	4,866,864
当連結会計年度末残高	2,885,535	5,421,572	456,816	8,763,923	244	75,198,182

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 13社

連結子会社は、PRINCIA CO., LTD.、MEIYANG HONG KONG LIMITED、上海天馬精塑有限公司、天馬精密注塑(深圳)有限公司、天馬精密工業(中山)有限公司、TENMA VIETNAM CO., LTD.、天馬アセアンホールディングス株式会社、PT. TENMA INDONESIA、TENMA (HCM) VIETNAM CO., LTD.、TENMA (THAILAND) CO., LTD.、株式会社タクミック、天馬皇冠精密工業(蘇州)有限公司およびPT. TENMA CIKARANG INDONESIAの13社であります。このうちPT. TENMA CIKARANG INDONESIAは、平成26年4月1日付でPT. TENMA INDONESIAを分割会社とする会社分割(新設分割)により新規設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、深圳美陽注塑有限公司および春日精工株式会社については、清算が終了したことにより当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の数 1社

非連結子会社は、SP MANAGEMENT ASIA PTE. LTD.であります。

③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない会社(主にPT. DaikyoNishikawa Tenma Indonesia)は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、投資勘定については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの : 総平均法による原価法によっております。

- . たな卸資産の評価基準および評価方法
 - 通常の販売目的で保有するたな卸資産
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
 - a 商品・製品・仕掛品・原材料
 - 主として移動平均法
 - b 貯蔵品
 - 主として先入先出法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
 - 当社は定率法、連結子会社は主として定額法を採用しております。
 - ただし、当社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物及び構築物 ―――― 3年～50年
 - 機械装置及び運搬具 ――― 4年～10年
 - また、当社は、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
 - . 無形固定資産（リース資産を除く）
 - 定額法を採用しております。ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
 - 債権の回収不能額に対処するため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - . 賞与引当金
 - 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担分を計上しております。
 - ハ. 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - . 数理計算上の差異の費用処理方法
 - 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - ② 消費税等の会計処理
 - 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」〔企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。〕および「退職給付に関する会計基準の適用指針」〔企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。〕を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が237,470千円増加し、利益剰余金が152,931千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 36,394,224千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	29,813,026	—	1,000,000	28,813,026

(変動事由の概要)

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却 1,000,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,715,861	2,220,040	1,000,000	3,935,901

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得 2,219,000株

単元未満株式の買い取り 1,040株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却 1,000,000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	406,457	15	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	376,163	15	平成26年9月30日	平成26年12月10日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	497,543	20	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社企業集団は、資金運用については短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定して運用し、資金調達については手元の現預金で賄う方針です。投資有価証券は、昨今の金融不安に鑑み抑制的に運用し、デリバティブ取引は、基本的に行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、当社企業集団の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を厳格に行うとともに、取引先の信用調査を年1回以上定期的に実施しております。貸付金は基本的には行わない方針としていますが、営業政策上やむを得ない場合に限って例外的に許容することがあります。貸付金は貸付先の信用リスクに晒されております。貸付先の信用調査を年1回以上定期的に実施し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握と適切な対応を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクについては、その時価の動きを日々把握・管理し、取締役会に定期的に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日で流動性リスクに晒されております。当該リスクについては、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。なお、借入金は長短を問わずありません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、ほとんどが市場価格に基づく価額であります。市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	28,966,381	28,966,381	－
(2) 受取手形及び売掛金	15,363,740	15,363,740	－
(3) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,725,582	7,725,582	－
(4) 長期貸付金	77,500	77,500	－
貸倒引当金(※)	△62,000	△62,000	－
	15,500	15,500	－
資産計	52,071,202	52,071,202	－
(5) 支払手形及び買掛金	10,067,350	10,067,350	－
負債計	10,067,350	10,067,350	－

(※) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらは全て株式であり、そのほとんどの時価は証券取引所の市場価格によっておりますが、市場価格がない場合には合理的に算定された価額によっております。

(4) 長期貸付金

担保および保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 (投資有価証券)	236,874
関係会社出資金 (投資その他の資産「その他」)	0

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

当連結会計年度において、関係会社出資金について9,000千円の減損処理を行っております。

3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	28,966,381	—	—	—
受取手形及び売掛金	15,363,740	—	—	—
長期貸付金	—	77,500	—	—
合計	44,330,121	77,500	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,022円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 150円62銭 |

~~~~~  
 (注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>27,636,408</b> | <b>流動負債</b>     | <b>4,971,533</b>  |
| 現金及び預金          | 17,114,656        | 支払手形            | 678,000           |
| 受取手形            | 837,042           | 買掛金             | 2,648,224         |
| 売掛金             | 5,544,118         | 未払金             | 32,871            |
| 商品及び製品          | 1,332,955         | 未払費用            | 825,417           |
| 仕掛品             | 143,290           | 未払法人税等          | 40,309            |
| 材料及び貯蔵品         | 1,961,083         | 未払消費税等          | 204,529           |
| 前渡金             | 37,650            | 前受金             | 1,077             |
| 前払費用            | 69,864            | 預り金             | 76,841            |
| 繰延税金資産          | 142,244           | 賞与引当金           | 328,635           |
| 未収金             | 17,140            | 設備関係支払手形        | 135,630           |
| 未収入金            | 247,296           | <b>固定負債</b>     | <b>317,049</b>    |
| 営業未収入金          | 175,923           | 役員退職慰労引当金       | 210,647           |
| その他の倒引当金        | 17,746            | 繰延税金負債          | 106,403           |
|                 | △4,600            | <b>負債合計</b>     | <b>5,288,583</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>38,560,685</b> | <b>純資産の部</b>    |                   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,637,903</b>  | <b>株主資本</b>     | <b>58,022,975</b> |
| 建物              | 2,626,020         | 資本金             | 19,225,350        |
| 構築物             | 61,388            | 資本剰余金           | 18,924,500        |
| 機械及び装置          | 1,378,134         | 資本準備金           | 18,924,500        |
| 車両運搬具           | 20,257            | <b>利益剰余金</b>    | <b>25,125,036</b> |
| 工具、器具及び備品       | 188,700           | 利益準備金           | 637,879           |
| 土地              | 1,222,732         | その他利益剰余金        | 24,487,156        |
| 建設仮勘定           | 140,672           | 退職給与積立金         | 300,000           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,031,990</b>  | 研究開発積立金         | 300,000           |
| 借地権             | 937,060           | 固定資産圧縮積立金       | 383,217           |
| ソフトウェア          | 69,234            | 別途積立金           | 21,000,000        |
| ソフトウェア仮勘定       | 18,353            | 繰越利益剰余金         | 2,503,940         |
| その他             | 7,343             | <b>自己株式</b>     | <b>△5,251,910</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>31,890,793</b> | <b>評価・換算差額等</b> | <b>2,885,535</b>  |
| 投資有価証券          | 7,725,582         | その他有価証券評価差額金    | 2,885,535         |
| 関係会社株           | 10,862,568        | <b>純資産合計</b>    | <b>60,908,510</b> |
| 出資              | 440               | <b>負債純資産合計</b>  | <b>66,197,093</b> |
| 関係会社出資金         | 9,766,836         |                 |                   |
| 破産更生債権等         | 3,052,845         |                 |                   |
| 長期前払費用          | 16,880            |                 |                   |
| 前払年金費用          | 51,919            |                 |                   |
| その他の倒引当金        | 460,673           |                 |                   |
|                 | 34,486            |                 |                   |
|                 | △81,435           |                 |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>66,197,093</b> |                 |                   |

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 金 額        |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 23,086,028 |
| 売 上 原 価                 |         | 17,438,288 |
| 売 上 総 利 益               |         | 5,647,740  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 5,427,137  |
| 営 業 利 益                 |         | 220,603    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 33,556  |            |
| 受 取 配 当 金               | 773,443 |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 518,141 |            |
| 為 替 差 益                 | 5,469   |            |
| そ の 他                   | 41,673  | 1,372,282  |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 売 上 割 引                 | 81,175  |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 2,000   |            |
| そ の 他                   | 2,663   | 85,837     |
| 経 常 利 益                 |         | 1,507,047  |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 825,004 |            |
| 補 助 金 収 入               | 76,930  | 901,934    |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 損           | 5,371   |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 24,958  |            |
| 固 定 資 産 圧 縮 損           | 94,988  |            |
| 関 係 会 社 清 算 損           | 25,693  |            |
| そ の 他                   | 9,000   | 160,010    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 2,248,971  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 111,000 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 181,781 | 292,781    |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,956,190  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本    |            | 資 本   |             |            |           |                                           | 利 益 剰 余 金       |       |       |  |         |
|-------------------------|------------|------------|-------|-------------|------------|-----------|-------------------------------------------|-----------------|-------|-------|--|---------|
|                         | 資 本 金      | 資 本 金      | 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金  |           |                                           | そ の 他 利 益 剰 余 金 |       |       |  |         |
|                         |            |            | 資 本 金 | そ の 他 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金 | 退 職 給 与 研 究 開 発 固 定 資 産 積 立 金 積 立 金 積 立 金 | 積 立 金           | 積 立 金 | 積 立 金 |  |         |
| 当事業年度期首残高               | 19,225,350 | 18,924,500 | -     | 18,924,500  | 637,879    |           | 300,000                                   | 300,000         |       |       |  |         |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |            |            |       |             | -          |           |                                           |                 |       |       |  |         |
| 会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高   | 19,225,350 | 18,924,500 | -     | 18,924,500  | 637,879    |           | 300,000                                   | 300,000         |       |       |  |         |
| 事業年度中の変動額               |            |            |       |             |            |           |                                           |                 |       |       |  |         |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |            |            |       |             | -          |           |                                           |                 |       |       |  | 431,478 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |            |            |       |             | -          |           |                                           |                 |       |       |  | △48,261 |
| 剰余金の配当                  |            |            |       |             | -          |           |                                           |                 |       |       |  |         |
| 当期純利益                   |            |            |       |             | -          |           |                                           |                 |       |       |  |         |
| 自己株式の取得                 |            |            |       |             | -          |           |                                           |                 |       |       |  |         |
| 自己株式の消却                 |            |            |       |             | -          |           |                                           |                 |       |       |  |         |
| 自己株式の消却                 |            |            |       | △1,334,360  | △1,334,360 |           |                                           |                 |       |       |  |         |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |            |            |       | 1,334,360   | 1,334,360  |           |                                           |                 |       |       |  |         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |            |            |       |             | -          |           |                                           |                 |       |       |  |         |
| 事業年度中の変動額合計             | -          | -          | -     | -           | -          |           | -                                         | -               |       |       |  | 383,217 |
| 当事業年度末残高                | 19,225,350 | 18,924,500 | -     | 18,924,500  | 637,879    |           | 300,000                                   | 300,000         |       |       |  | 383,217 |

|                         | 株 主 資 本         |               |             | 資 本        |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |                     | 純 資 産 計    |
|-------------------------|-----------------|---------------|-------------|------------|------------|-----------------|---------------------|------------|
|                         | 利 益 剰 余 金       |               |             | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 計  | そ の 他 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |            |
|                         | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 計 |            |            |                 |                     |            |
|                         | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 計 |            |            |                 |                     |            |
| 当事業年度期首残高               | 21,000,000      | 2,895,017     | 25,132,896  | △3,497,654 | 59,785,092 | 2,239,723       | 2,239,723           | 62,024,815 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                 | 152,931       | 152,931     |            | 152,931    |                 |                     | 152,931    |
| 会計方針の変更を反映した当事業年度期首残高   | 21,000,000      | 3,047,947     | 25,285,827  | △3,497,654 | 59,938,023 | 2,239,723       | 2,239,723           | 62,177,746 |
| 事業年度中の変動額               |                 |               |             |            |            |                 |                     |            |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |                 | △431,478      | -           |            | -          |                 |                     | -          |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |                 | 48,261        | -           |            | -          |                 |                     | -          |
| 剰余金の配当                  |                 | △782,620      | △782,620    |            | △782,620   |                 |                     | △782,620   |
| 当期純利益                   |                 | 1,956,190     | 1,956,190   |            | 1,956,190  |                 |                     | 1,956,190  |
| 自己株式の取得                 |                 |               | -           | △3,088,617 | △3,088,617 |                 |                     | △3,088,617 |
| 自己株式の消却                 |                 |               | -           | 1,334,360  | -          |                 |                     | -          |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |                 | △1,334,360    | △1,334,360  |            | -          |                 |                     | -          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |                 |               |             |            | -          | 645,812         | 645,812             | 645,812    |
| 事業年度中の変動額合計             | -               | △544,008      | △160,791    | △1,754,256 | △1,915,047 | 645,812         | 645,812             | △1,269,236 |
| 当事業年度末残高                | 21,000,000      | 2,503,940     | 25,125,036  | △5,251,910 | 58,022,975 | 2,885,535       | 2,885,535           | 60,908,510 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式

総平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの： 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。

また、売却原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの： 総平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

イ. 商品・製品・仕掛品・原材料

移動平均法

ロ. 貯蔵品

先入先出法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 ————— 10年～50年

構築物 ————— 3年～50年

機械及び装置 ————— 8年～10年

車両運搬具 ————— 4年～6年

工具、器具及び備品 ——— 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の回収不能額に対処するため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が237,470千円増加し、利益剰余金が152,931千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                                 |              |
|---------------------------------|--------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 18,816,894千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 |              |
| ① 短期金銭債権                        | 321,959千円    |
| ② 長期金銭債権                        | 2,975,000千円  |
| ③ 短期金銭債務                        | 24,815千円     |

## 3. 損益計算書に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 売上高        | 300,740千円 |
| 営業費用       | 429,764千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 649,481千円 |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増加        | 減少        | 当事業年度末    |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 普通株式(株) | 2,715,861 | 2,220,040 | 1,000,000 | 3,935,901 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

|                  |            |
|------------------|------------|
| 取締役会決議による自己株式の取得 | 2,219,000株 |
| 単元未満株式の買い取り      | 1,040株     |

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

|                  |            |
|------------------|------------|
| 取締役会決議による自己株式の消却 | 1,000,000株 |
|------------------|------------|

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |             |
|-----------|-------------|
| 賞与引当金     | 108,778千円   |
| 役員退職慰労引当金 | 68,039千円    |
| 繰越欠損金     | 171,652千円   |
| 投資有価証券評価損 | 965,085千円   |
| その他       | 218,426千円   |
| 小計        | 1,531,979千円 |
| 評価性引当額    | △957,363千円  |
| 繰延税金資産合計  | 574,616千円   |

(繰延税金負債)

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △207,143千円 |
| 固定資産圧縮積立金    | △182,835千円 |
| その他          | △148,797千円 |
| 繰延税金負債合計     | △538,775千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 35,841千円   |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社および関連会社等

| 種類  | 会社等の名称               | 資本金は<br>資本金<br>または<br>出資金        | 事業の<br>内容<br>または<br>業        | 議決権等<br>の所有(被<br>所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------------|----------------------------------|------------------------------|-------------------------------|----------------|---------------|--------------|-------|--------------|
| 子会社 | 上海天馬精塑<br>有限公司       | 12,500<br>千米ドル                   | 合成樹脂<br>製品の製<br>造販売          | 100                           | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注1) | -            | 長期貸付金 | 800,000      |
| 子会社 | 天馬精密工業<br>(中山)有限公司   | 24,376<br>千米ドル                   | 合成樹脂<br>製品の製<br>造販売          | 100                           | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注1) | -            | 長期貸付金 | 1,300,000    |
| 子会社 | 天馬皇冠精密工業<br>(蘇州)有限公司 | 85,000<br>千人民元                   | 合成樹脂<br>製品の製<br>造販売          | 100                           | 資金の援助<br>役員の兼任 | 資金の貸付<br>(注1) | -            | 長期貸付金 | 875,000      |
| 子会社 | PRINCIA<br>CO., LTD. | 2,000<br>千香港ドル<br>13,000<br>千米ドル | 合成樹脂製<br>品の輸出<br>および仕入<br>販売 | 100                           | 役員の兼任          | 有償減資<br>(注2)  | 2,027,000    | -     | -            |

- (注) 1. 貸付金金利については、市場金利を基礎に同社との交渉に基づいて決定しております。  
2. PRINCIA CO., LTD.の行った20,000千米ドルの有償減資であります。

### (2) 役員および個人主要株主等

| 種類                                       | 会社等の名称<br>または氏名                  | 資本金は<br>資本金<br>または<br>出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>または<br>業 | 議決権等<br>の所有(被<br>所有)割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係          | 取引の内容       | 取引金額<br>(千円) | 科目                  | 期末残高<br>(千円) |
|------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------------|-------------|--------------|---------------------|--------------|
| 役員およびその<br>近親者が議決権<br>の過半数を所有<br>している会社等 | 有限会社<br>ピー・ケー・<br>ファインナス<br>(注3) | 90,000                            | 不動産<br>賃貸業            | (被所有)<br>直接11.99              | 社宅、事務<br>所の賃借<br>役員の兼任 | 賃借料等<br>の支払 | 24,300       | 前払費用<br>保証金<br>(注4) | 1,965        |
|                                          |                                  |                                   |                       |                               |                        | 自己株式<br>の取得 | 1,848,240    | -                   | -            |
| 役員および<br>その近親者                           | 金田 保一                            | -                                 | -                     | (被所有)<br>直接3.35               | 当社代表<br>取締役会長          | 自己株式<br>の取得 | 679,500      | -                   | -            |
| 役員および<br>その近親者                           | 金田 宏                             | -                                 | -                     | (被所有)<br>直接1.21               | 当社役員<br>の近親者           | 自己株式<br>の取得 | 216,081      | -                   | -            |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件および取引条件の決定方針等  
賃借料の支払いについては、近隣の取引実勢に基づいて決定しております。  
自己株式の取得については、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引  
(ToSTNet-3) によるものであります。  
3. 当社役員金田保一およびその近親者が議決権の100%を直接保有しております。  
4. 投資その他の資産の「その他」に含まれております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,448円37銭  
(2) 1株当たり当期純利益 77円14銭

(注) 記載金額は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

天馬株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園田博之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 宮原さつき ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天馬株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天馬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

天馬株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 園田博之 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 宮原さつき ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天馬株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

天馬株式会社 監 査 役 会

常勤監査役 佐々木 博 茂 ⑩

社外監査役 片 岡 義 正 ⑩

社外監査役 永 山 健 一 郎 ⑩

社外監査役 川 島 弘 明 ⑩

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、安定した業績確保に基づく安定配当を基本方針としつつ、個別の配当は配当性向や将来の事業展開に備えての内部留保の状況などを勘案して決定することとしております。

第67期の期末配当につきましては、将来の事業展開に備え内部留保に努めてまいるとともに、株主の皆さまのご支援にお応えするため、前期末に比べ5円増配し、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき15円とあわせ、当期の年間配当金は、前期に比べ5円増配の1株につき35円となります。

### 1. 配当財産の種類

金銭

### 2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円

配当総額497,542,500円

### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことを受けて、責任限定契約の対象を拡大するべく所要の見直しを行うものであります。  
 なお、本変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 今後の業容の拡大や一層のガバナンス強化に対応するべく、経営上の機動性を確保するため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の定員を7名から9名以内に変更するものであります。
- (5) その他、上記変更に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                     | 変 更 案                                              |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 第一章 総 則                                     | 第一章 総 則                                            |
| 第1条(商号)<br>｝ <条文省略>                         | 第1条(商号)<br>｝ <現行どおり>                               |
| 第3条(所在地)                                    | 第3条(所在地)                                           |
| 第4条(機関の設置)<br>当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。 | 第4条(機関の設置)<br>当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。 |
| 第5条(公告方法)<br>｝ <条文省略>                       | 第5条(公告方法)<br>｝ <現行どおり>                             |
| 第14条(招集者および議長)                              | 第14条(招集者および議長)                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="213 151 340 173">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="138 467 348 489">第15条（決議の方法）</p> <p data-bbox="171 498 340 520">） &lt;条文省略&gt;</p> <p data-bbox="138 534 412 557">第16条（議決権の代理行使）</p> <p data-bbox="192 576 493 599">第四章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="138 618 305 641">第17条（定 員）</p> <p data-bbox="190 649 536 672">当会社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="213 714 340 736">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="138 778 305 800">第18条（選 任）</p> <p data-bbox="171 809 533 862">取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="171 904 340 926">2. &lt;条文省略&gt;</p> <p data-bbox="171 940 340 963">3. &lt;条文省略&gt;</p> <p data-bbox="138 968 305 991">第19条（任 期）</p> <p data-bbox="171 999 548 1117">取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="213 1159 340 1181">&lt;新 設&gt;</p> | <p data-bbox="567 151 963 204">第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p data-bbox="596 212 978 456">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="567 464 777 487">第16条（決議の方法）</p> <p data-bbox="596 495 788 518">） &lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="567 534 841 557">第17条（議決権の代理行使）</p> <p data-bbox="619 576 922 599">第四章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="567 618 734 641">第18条（定 員）</p> <p data-bbox="596 649 978 702">当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="596 711 965 764">2. 当会社の監査等委員である取締役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p data-bbox="567 778 734 800">第19条（選 任）</p> <p data-bbox="596 809 978 893">取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="596 904 788 926">2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="596 940 788 963">3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="567 968 734 991">第20条（任 期）</p> <p data-bbox="596 999 978 1150">取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="596 1159 978 1276">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>第20条（取締役会の招集）<br/>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。取締役社長に差し支えあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役）<br/>取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>3. &lt;条文省略&gt;</p> <p>第22条（取締役会の決議の省略）<br/>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> | <p>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第21条（取締役会の招集）<br/>&lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。</p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役）<br/>取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役社長1名、取締役会長1名、取締役副会長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>3. &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第23条（取締役会の決議の省略）<br/>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>＜新 設＞</p> <p>第23条（取締役会規程）<br/>＜条文省略＞</p> <p>第五章 監査役および監査役会</p> <p>第24条（定 員）<br/>当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第25条（選 任）<br/>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第26条（任 期）<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p> <p>第27条（監査役会の招集）<br/>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。</p> <p>第28条（常勤監査役）<br/>監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第29条（監査役会規程）<br/>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</p> | <p>第24条（重要な業務執行の決定の取締役への委任）<br/>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができ<br/>る。</p> <p>第25条（取締役会規程）<br/>＜現行どおり＞</p> <p>＜削 除＞</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新 設&gt;</p>                                                                                                    | <p>第五章 監査等委員会</p>                                                                                                                                   |
| <p>&lt;新 設&gt;</p>                                                                                                    | <p>第26条 (監査等委員会の招集)</p>                                                                                                                             |
| <p>&lt;新 設&gt;</p>                                                                                                    | <p>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。</p>                                                                                  |
| <p>&lt;新 設&gt;</p>                                                                                                    | <p>第27条 (常勤監査等委員)</p>                                                                                                                               |
| <p>&lt;新 設&gt;</p>                                                                                                    | <p>監査等委員会の決議により常勤監査等委員若干名を選定することができる。</p>                                                                                                           |
| <p>&lt;新 設&gt;</p>                                                                                                    | <p>第28条 (監査等委員会規程)</p>                                                                                                                              |
| <p>第六章 取締役および監査役の責任免除</p>                                                                                             | <p>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</p>                                                                                        |
| <p>第30条 (責任限定契約)</p>                                                                                                  | <p>第六章 取締役の責任免除</p>                                                                                                                                 |
| <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> | <p>第29条 (責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> |
| <p>第七章 計 算</p>                                                                                                        | <p>第七章 計 算</p>                                                                                                                                      |
| <p>第31条 (事業年度)<br/>       〕 &lt;条文省略&gt;</p>                                                                          | <p>第30条 (事業年度)<br/>       〕 &lt;現行どおり&gt;</p>                                                                                                       |
| <p>第35条 (除斥期間)</p>                                                                                                    | <p>第34条 (除斥期間)</p>                                                                                                                                  |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員することとし、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | かね だ やす いち<br>金 田 保 一<br>(昭和19年8月14日生) | 昭和46年12月 当社取締役<br>平成7年1月 当社常務取締役<br>平成11年12月 当社専務取締役営業本部長兼開発部長<br>平成14年3月 当社専務取締役生産統轄担当<br>平成18年6月 PRINCIA CO., LTD. 董事（現任）<br>平成25年4月 有限会社ビー・ケー・ファイナンス代表取締役（現任）<br>平成26年6月 当社代表取締役会長（現任）<br>平成27年3月 TENMA VIETNAM CO., LTD. Chairman of Member's Council（現任） | 832,116株       |
| 2     | ふじ さく ゆう じ<br>藤 咲 雄 司<br>(昭和25年9月7日生)  | 平成15年6月 株式会社三井住友銀行融資第一部長<br>平成18年6月 株式会社住友倉庫執行役員事業推進部長<br>平成22年10月 当社執行役員社長室担当<br>平成23年6月 当社常勤監査役<br>平成25年4月 当社常務執行役員総務部担当<br>平成26年4月 当社社長執行役員<br>平成26年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>平成27年3月 PRINCIA CO., LTD. 董事（現任）                                                   | 1,300株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | ほり たか よし<br>堀 隆 義<br>(昭和22年3月23日生)    | <p>平成14年1月 当社取締役経営企画部長兼経理部長</p> <p>平成18年6月 当社常務執行役員経営管理部長</p> <p>平成19年6月 当社取締役常務執行役員総務・人事担当兼経営管理部長</p> <p>平成22年6月 当社常務取締役常務執行役員総務・人事担当兼経営管理部長</p> <p>平成24年4月 当社常務取締役常務執行役員経営管理部・総務部担当</p> <p>平成25年4月 当社常務取締役常務執行役員財務経理部担当</p> <p>平成26年4月 当社常務取締役常務執行役員財務経理部・総務部担当</p> <p>平成26年6月 当社専務取締役財務経理部・総務部担当(現任)</p> | 1,074株         |
| 4     | ふじ の かね と<br>藤 野 兼 人<br>(昭和27年8月24日生) | <p>平成17年1月 当社取締役HW営業部長兼開発部長兼販売推進部長</p> <p>平成18年4月 当社取締役常務執行役員HW営業部長兼開発部長兼販売推進部長</p> <p>平成18年6月 当社常務執行役員HW営業部長兼開発部長兼販売推進部長</p> <p>平成19年6月 当社取締役常務執行役員HW営業部長兼販売推進部長</p> <p>平成22年6月 当社常務取締役常務執行役員HW営業部長兼販売推進部長</p> <p>平成25年2月 当社常務取締役常務執行役員HW営業本部長</p> <p>平成26年6月 当社専務取締役HW営業本部長(現任)</p>                       | 14,000株        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | いの うえ じゅん<br>井 上 淳<br>(昭和30年1月18日生)    | 平成15年4月 新日鐵化学株式会社化学品事業部<br>企画部長<br>平成15年12月 深圳美陽注塑有限公司副總經理<br>平成17年3月 当社入社<br>深圳美陽注塑有限公司董事總經理<br>平成18年4月 当社執行役員<br>平成22年6月 当社常務執行役員<br>平成23年12月 天馬精密注塑(深圳)有限公司董事<br>長(現任) 總經理<br>平成26年2月 当社常務執行役員経営企画部担当<br>平成26年3月 PRINCIA CO., LTD.董事(現任)<br>天馬精密工業(中山)有限公司董事長<br>平成26年6月 当社常務取締役経営企画部・工業<br>品営業部担当(現任)<br>平成27年3月 天馬アセアンホールディングス株<br>式会社代表取締役社長(現任) | 44株            |
| 6     | ※<br>お 身 のぼる<br>尾 身 昇<br>(昭和25年5月17日生) | 昭和45年4月 キヤノン株式会社入社<br>平成16年4月 キヤノンプレジジョン株式会社取締役<br>平成18年4月 キヤノンプレジジョン株式会社常<br>務取締役<br>平成21年9月 キヤノンプレジジョン株式会社代<br>表取締役社長<br>平成26年4月 当社顧問<br>平成26年6月 当社専務執行役員技術担当(現任)                                                                                                                                                                                    | 74株            |
| 7     | ※<br>つかさ ひさし<br>司 久<br>(昭和38年5月30日生)   | 昭和60年2月 当社入社<br>平成14年12月 当社資材部長<br>平成15年1月 当社取締役資材部長<br>平成18年6月 当社常務執行役員資材部長<br>平成23年2月 当社常務執行役員資材部長兼開発部長<br>平成23年10月 当社常務執行役員資材部長<br>平成25年4月 当社常務執行役員資材部長兼産業<br>資材営業部担当(現任)                                                                                                                                                                           | 48,971株        |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 「所有する当社の株式数」については、役員持株会における持分を含んだ平成27年4月30日現在の所有株式数を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | ※<br>佐々木 博 茂<br>(昭和17年8月16日生)     | 平成11年9月 株式会社ダイエー代表取締役副社長<br>平成15年6月 株式会社オーエムシーカード会長兼<br>株式会社福岡ダイエーホークス会長<br>平成20年3月 アークランドサカモト株式会社相談役<br>平成23年4月 当社顧問<br>平成23年6月 当社取締役副会長<br>平成26年6月 当社常勤監査役(現任)                        | 3,074株         |
| 2     | ※<br>片岡 義 正<br>(昭和33年11月1日生)      | 平成2年10月 片岡義正税理士事務所開設(現任)<br>平成9年1月 当社監査役(現任)<br>平成16年6月 日本出版貿易株式会社社外監査役(現任)                                                                                                             | 2,000株         |
| 3     | ※<br>かわ 川 島 弘 明<br>(昭和16年10月30日生) | 昭和41年4月 旭化成株式会社入社<br>昭和62年4月 旭化成株式会社スタイラック販売部部长<br>平成3年4月 旭化成株式会社大阪合成樹脂販売部部长<br>平成4年4月 旭化成株式会社機能樹脂事業部テナック販売部部长<br>平成9年6月 旭化成株式会社理事機能樹脂事業部次長<br>平成18年6月 株式会社村元工作所顧問<br>平成25年6月 当社監査役(現任) | 一株             |
| 4     | ※<br>藤 本 潤 一<br>(昭和48年11月20日生)    | 平成10年1月 エクストリームジャパン株式会社代表取締役<br>平成12年7月 株式会社イージーユーズ代表取締役<br>平成16年5月 株式会社ウィリオ代表取締役<br>平成18年10月 株式会社a2media代表取締役副社長(現任)                                                                   | 一株             |

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 「所有する当社の株式数」については、役員持株会における持分を含んだ平成27年4月30日現在の所有株式数を記載しております。  
4. 片岡義正氏、川島弘明氏および藤本潤一氏は社外取締役候補者であります。

5. (1) 片岡義正氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税務・会計の専門家として、有意義な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
  - (2) 川島弘明氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年当社事業と関連の高い合成樹脂関連事業に携わり幅広い知識や豊富な経験を有しているため、有意義な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
  - (3) 藤本潤一氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や幅広い見識を有しているため、有意義な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。
6. 片岡義正氏および川島弘明氏は現在当社の社外監査役であります。それぞれの社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって片岡義正氏が18年5ヵ月、川島弘明氏が2年となります。
  7. 当社は、片岡義正氏および川島弘明氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。両氏が社外取締役に選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。また、藤本潤一氏が社外取締役に選任された場合も、同様の契約を締結する予定であります。
  8. 当社は社外監査役である川島弘明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が社外取締役に選任された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、片岡義正氏および藤本潤一氏が社外取締役に選任された場合も、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第58回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額180百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として効力を生じるものとします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額40百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として効力を生じるものとします。

## 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、現在の監査役全員4名は、本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます。つきましては、監査役を退任されます佐々木博茂氏、片岡義正氏、永山健一郎氏および川島弘明氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の「役員退職慰労金支給内規」に定める範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

また、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として効力を生じるものとします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名                          | 略歴                  |
|-----------------------------|---------------------|
| さ さ き ひろ しば<br>佐 々 木 博 茂    | 平成26年6月 当社常勤監査役（現任） |
| かた おか よし まさ<br>片 岡 義 正      | 平成9年1月 当社社外監査役（現任）  |
| なが やま けん いち ろう<br>永 山 健 一 郎 | 平成23年6月 当社社外監査役（現任） |
| かわ しま ひろ あさ<br>川 島 弘 明      | 平成25年6月 当社社外監査役（現任） |

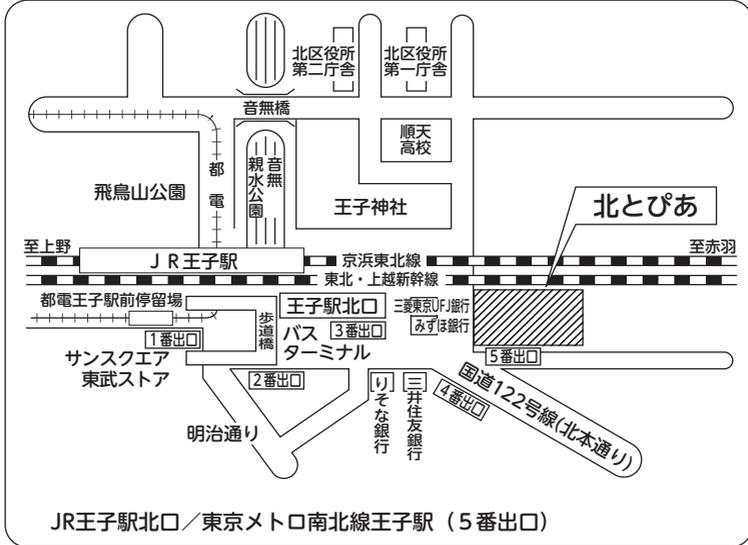
以 上

# 株主総会会場ご案内図

北とぴあ 13階 飛鳥ホール

〒114-8503 東京都北区王子一丁目11番1号

T E L 03-5390-1100(代)



UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。